

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的な地域づくりの気運を醸成するとともに、個性豊かな魅力ある地域コミュニティづくり事業若しくは市内の伝統文化を保存継承する事業又は行政区が行う地域の生活環境の改善事業を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域コミュニティの活性化が見込まれる事業
- (2) 地域の貴重な郷土芸能等を保存継承し、後継者を育成する事業
- (3) 地域の生活環境の改善が見込まれる事業

2 市若しくは市が助成している団体から補助を受けている事業又は政治、宗教若しくは営利を目的とした事業は、補助対象外とする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱により補助を受けることができる団体は、藤岡市行政区設置条例(昭和29年条例第12号)別表に定める行政区又は自治会その他の自主的に組織された市内の市民団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、前条第1項第3号に掲げる補助対象事業については、同表に定める行政区のみを対象とする。

- (1) 団体の構成員の2分の1以上が市内在住者であること。
- (2) 規約又は会則を有すること。
- (3) 代表者が20歳以上であり、市内在住者であること。
- (4) 事業を完遂できる見込みがあること。
- (5) 会計経理が明確であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、団体の恒常的な運営費等は、補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とし、1団体につき40万円(第3号に掲げる事業にあつては、5万円)を限度とする。ただし、国若しくは県又は各種団体からの補助金収入等がある場合には、補助対象経費からその金額を差し引いて算出するものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する事業 補助対象経費の3分の2以内の額
- (2) 第2条第1項第2号に規定する事業 補助対象経費の2分の1以内の額

(3) 第2条第1項第3号に規定する事業 補助対象経費の額

(補助対象期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、第9条の規定により補助金の交付決定を受けた当該年度内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域コミュニティ活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類のうち各事業に必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)

(4) 団体の規約又は会則及び構成員名簿

(5) 活動区域の位置図

(6) 土地所有者の同意書

(7) その他添付書類(見積書、通帳の写し等)

(審査会)

第8条 市長は、事業の内容審査等を行うため、審査会を置く。

2 審査会の運営については、別に定める。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受けた場合は、審査会による当該申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を適当と認めるときは、これを決定し、地域コミュニティ活性化事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を当該団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)に係る補助金の交付について、必要な条件を付することができる。

(変更又は中止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、地域コミュニティ活性化事業補助金交付決定変更・中止申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき交付決定を変更するときは、地域コミュニティ活性化事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第11条 市長は、補助金の交付について必要があると認めた場合は、交付決定額の3分の2以内の額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を概算払とすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、地域コミュニティ活性化事業補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実施状況報告)

第12条 補助事業者は、市長が必要と認めたときは、補助対象事業の実施状況に関し、地域コミュニティ活性化事業実施状況報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して1箇月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、第2条第1項第1号及び第2号の規定による補助対象事業については地域コミュニティ活性化事業実績報告書(様式第8号)を、同項第3号の規定による補助対象事業については地域コミュニティ活性化事業活動実施報告書(様式第8号の2)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域コミュニティ活性化事業補助金確定通知書(様式第9号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者(第11条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者を除く。)は、前条の規定による通知を受けたときは、地域コミュニティ活性化事業補助金交付請求書(様式第10号)により、速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 第11条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、地域コミュニティ活性化事業補助金概算払精算書(様式第11号)により、速やかに補助金の精算をしなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 補助金を目的外に使用したとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずるときは、地域コミュニティ活性化事業補助金返還命令書(様式第12号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。

(帳簿等の整備)

第18条 補助事業者は、補助対象事業の経理について補助金の使途に関する帳簿を備え、当該経理に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(藤岡市魅力ある地域づくり活動費補助金交付要綱等の廃止)

2 藤岡市魅力ある地域づくり活動費補助金交付要綱(平成11年告示第8号)及び藤岡市伝統文化保存継承事業補助金交付要綱(平成14年告示第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、当該要綱の規定に係る会計処理、財産管理及び帳簿等の整備については、なお従前の例による。

附 則(令和2年告示第113号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年告示第31号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第26号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。